

**「男女共同参画プラン日光 後期計画」
平成24年度 進捗状況報告書**

**平成26年3月
日光市**

目次

第1章 計画の趣旨と基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	3

第2章 平成24年度進捗状況

1. 計画の体系	6
2. 計画がめざす目標値表	7
3. 平成24年度進捗状況	8
基本目標Ⅰ	
施策の方向 1	8
施策の方向 2	8
施策の方向 3	9
基本目標Ⅱ	
施策の方向 4	10
施策の方向 5	11
基本目標Ⅲ	
施策の方向 6	11
施策の方向 7	11
基本目標Ⅳ	
施策の方向 8	12
4. 検証のまとめ	13


第3章 参考資料

1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯	16
2. 日光市男女共同参画推進条例	25




第 1 章 計画の趣旨と基本的な考え方





第2章 平成24年度進捗状況



第2章では、施策の方向ごとに、総合的に進捗状況を調査しました。
今年度は見直し後、初の進捗調査となりました。
後期計画では、各施策内容について具体的成果目標値を定めています。
進捗管理としてその内容ごとに実施状況調査を行いました。
その内、市民意識調査による成果目標については、次年度実施予定の市民意識調査に組み入れて行いますので、今年度進捗における数値は割愛させていただきました。

1. 計画の体系

めざす姿	基本目標	施策の方向		施策		
一人ひとりが輝く男女共同参画社会をめざして	Ⅰ 意識をもとろう	1	男女の個人としての人権尊重 【基本理念①】	1	男女間のあらゆる暴力の根絶	
				2	人権尊重意識の高揚	
		2	男女共同参画意識の醸成と多様な 生き方の選択 【基本理念②】	3	社会制度・慣行の見直しと意識改革	
				4	広報・啓発活動の充実	
		3	男女共同参画の実現に向けた教 育・学習機会の充実 【基本理念⑤】	5	家庭や地域社会における教育の充実	
				6	学校・幼稚園・保育園における教育の充 実	
		Ⅱ 環境をつくらう	4	生涯を通じた心身の健康な生活の 実現 【基本理念⑥】	7	ライフステージにあわせた健康づくり への支援
					8	援助を必要とする人への支援
					9	安全・安心なまちづくり
	5		仕事と生活の調和（ワーク・ライ フ・バランス）の促進 【基本理念④】	10	子育て・介護サービスの充実	
				11	働きやすい職場環境の整備の促進	
				12	地域活動への参加促進	
	Ⅲ よゆう 参画し	6	政策・方針・意思決定の場への男女 共同参画の促進 【基本理念③】	13	政策・方針決定の場への女性の参画促進	
				14	人材育成の支援	
	Ⅳ よゆう 推進して	7	国際的な取り組みとの調和と国際 理解の推進 【基本理念⑦】	15	国際的な取り組みの情報収集・提供	
				16	国際交流・支援の推進	
		8	推進体制の充実	17	市の推進体制の充実	
				18	市民・地域・行政との連携	
				19	国や県・他自治体・関連機関との連携	

2. 計画がめざす目標値表

基本目標	施策の方向	目標設定指標	単位	策定当初 (H22)	調査年度 (H24)	目標値 (H27)	達成率 (%)	担当課
Ⅰ 意識を高める	1	保護命令の決定率（年間）	%	67.0	100	100	100	人権男女
		配偶者等からの暴力について理解していない人の割合（市民意識調査）※1	%	29.7	—	0	—	人権男女
		地域における人権相談実施回数	回	79	102	90	113.3	人権男女
	2	男女共同参画フォーラムの男性参加の割合	%	27.1	20.3	40.0	50.8	人権男女
		社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合（市民意識調査）※1	%	16.2	—	30.0	—	人権男女
		広報紙「はーとふる日光」の認知度（市民意識調査）※1	%	40.2	—	50.0	—	人権男女
		男女共同参画に関する市民アンケート回収率（市民意識調査）※1	%	48.2	—	50.0	—	人権男女
	3	家庭教育指導者数（累計）	人	51	46	55	83.6	生涯学習
		人権教育に関する研修会への教職員新規参加者の割合	%	27.5	70.7	70.0	101.0	学校教育
	Ⅱ 環境を創る	4	プレママ教室の男性参加者数（述ベ）	人	35	25	50	50.0
杉並木大学の受講者数			人	76	79	120	65.8	中央公民館
在宅介護オアシス支援施設利用者数（述ベ）			人	19,815	21,333	23,000	92.8	高齢福祉
自主防災組織結成自治会数			自治会	207	194	225	86.2	総務課
環境学習等の開催回数			回	13	36	41	87.8	環境課
5		放課後児童クラブ等未設置数	校	3	1	0	66.7	子育て支援
		ホームヘルパー2級要請講座受講者の男性割合	%	16.7	28.6	25	114.4	高齢福祉
		共同参画推進事業者等の表彰者数（累計）	事業所	4	8	14	57.8	人権男女
		家族経営協定の締結数（累計）	戸	117	123	123	100.0	農林課
		女性認定農業者数（累計）	人	15	15	19	78.9	農林課
		市男性職員の育児休暇取得率	%	44.5	23.8	70	34.0	総務課
		市民活動支援センター登録団体数（累計）	団体	95	91	120	75.8	生活安全
		NPO法人数（累計）	法人	38	39	45	86.7	生活安全
シルバー人材センター就業者数（述ベ）		人	72,738	60,823	73,000	83.3	高齢福祉	
Ⅲ 参画する	6	各種審議会・委員会への女性登用率	%	30	34.4	40	86.0	人権男女
		（女性委員のいない審議会・委員会数を0にする）	審議会	18	6	0	66.7	人権男女
		男女共同参画研修会を終了して地域で活動する男性推進役の数（累計）	人	2	1	7	14.3	人権男女
Ⅳ 推進する	7	世界を取り巻く状況の情報提供	件	0	2	12	16.7	人権男女
		海外姉妹都市間交流事業への参加者（年間）	人	20	10	40	25.0	観光交流
	8	人事評価の結果が、自分の能力を正しく反映したと感じた職員の割合※2	%	42.7	—	80	—	総務課
		市民団体・NPO法人等の活動発表の件数（述ベ）（フォーラム・セミナー開催時）	件	3	3	10	30.0	人権男女
	男女共同参画に関する情報提供（市ホームページへの掲載件数）	件	0	4	12	33.3	人権男女	

※1 4年に1度の調査のため次回調査はH26年度に実施。

※2 H24年度に当該集計は実施していない。

●3. 平成24年度進捗状況●●●●●●●●●●

基本目標Ⅰ 意識をもとう

施策の方向 1

男女の個人としての人権の尊重

進捗状況

男女共同参画社会の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにしてもっている人間としての権利はどの様な時でも尊重されなければなりません。

また、女性と男性がより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要となります。

平成24年度は、「配偶者等からの暴力について理解していない人の割合」の指標となる「市民アンケート」を実施していませんので、それについての数値はありませんが、後期プランに掲載された指標である保護命令の決定率は、27年度の目標値である100%になりました。今後も男女間のあらゆる暴力を根絶するため「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき関係機関との連携のもと、100%を維持するよう努めていきます。また地域における人権相談実施回数は、102回となり同じく27年度の目標値である90回を上回り113.3%となりました。

今後も特設相談等の機会を増やすよう努めていきます。

施策の方向 2

男女共同参画意識の醸成と多様な生き方の選択

進捗状況

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

ここでは、社会制度・慣行の見直しと意識改革、広報・啓発活動の充実が施策となっています。社会制度・慣行の見直しと意識改革における成果目標の男女共同参画フォーラム時の男性参加者の割合は、参加者全員に配布したアンケートの回収結果から算出しています。アンケート回収率は3割程度ですが、男性入場者が約2割と、近年減少傾向にあります。この割合を上げるための啓発活動、及び男性が参加したくなるような工夫を行っていく必要があります。

また、男女共同参画広報紙「は～とふる日光」の認知度は、平成26昨年度にアンケートする予定ですので今回の結果は出ておりませんが、年2回全戸配布している広報紙の認知度が前回4割程度ということで、さらに市民の皆さんに手に取っていただけるよう、市民編集委員と工夫していきます。

事業では、男女共同参画セミナーは、講演テーマをより地域のニーズにあったものとし、推進していきます。市ホームページでは、引き続き市主催事業や啓発記事を掲載していきます。

進捗状況

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。男女共同意識をはぐくみ、男女が共に個性と能力を発揮するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要なものとなります。

ここでの家庭や地域社会における教育の充実の施策における成果目標の家庭教育指導者数は、H27目標値55人に対し46人となり、達成率は83.6%の高水準です。今後も継続的な活動を支援し連携しながら広く周知を図り、目標値達成に努めます。

学校・幼稚園・保育園における教育の充実の施策における成果目標の人権教育に関する研修会への教職員新規参加者の割合は、H27目標値70%に対して70.7%と101.0%の達成率となりました。

働く場における意識の推進のために、今後さらに関係各課及び関係機関と連携を図り推進していきます。

基本目標Ⅱ 環境をつくろう

施策の方向 4

生涯を通じた心身の健康な生活の実現

進捗状況

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女がお互いの性を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが前提であり、生涯を通じた健康の維持が不可欠です。そのため、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女が共に生涯を通じて健康な生活を実現できるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

ここでの成果目標である杉並木大学校の受講者数や在宅介護オアシス支援施設利用者数 21,333 人や、環境学習等の開催回数36回については、H24は基準となるH22現状値を上回る結果となっていますが、他の成果目標において現状値を下回るものもありこれらの数値を目標値に近づける必要があります。

施策の方向 5

仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の促進

進捗状況

男女が共に、多様な生き方が尊重され、その個性と能力を発揮して会社のあらゆる分野に対等に参画し、また、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かちあうことが不可欠です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとって仕事により生活の基盤を確保しつつ家族や友人との時間や自己啓発・地域活動への参加の時間を豊かな生活を可能にします。

ここでの指標、ホームヘルパー2級養成講座受講者の男性割合は、すでにH27目標値である25%を3.6ポイント上回り達成率は114.4%となっています。

前回の調査で目標に達していなかった家族経営協定の締結数も目標値の123戸に到達し目標値を達成しました。今後現状の維持に努めていきます。

目標値に到達している項目がある一方、男女共同参画推進事業者表彰数は57.1%と低い達成率ですので、目標値に近づけるよう今後も制度の周知に努めていきます。

育児休業を取得した男性職員数は伸び悩んでいます。しかし平成22年6月の条例改正により、配偶者が育児休業等を取得している場合でも取得可能となり、平成23年12月からは、1ヶ月以下の休業の場合には期末手当の減額がされないことになりました。また休業中は共済組合からの手当支給も行われることから、今後も、制度の周知を行っていきます。

基本目標Ⅲ 参画しよう

施策の方向 6

政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

進捗状況

私たちの生活に関する物事の方針を決める場面で、様々な立場の人が意思を表明できることは、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながります。政策・方針・意思決定の場への男女共同参画を進めることにより、より多くの人々の多様なニーズを反映できます。

当市における審議会等における女性委員の割合は、H22年度の30%から4.4ポイント上昇しH24年度は34.4%と伸びを示しています。女性委員登用促進として、女性の割合を40%以上60%未満にするという市内基準を24年4月に新たに設けた結果であります。

また、女性がいらない審議会等においてもH22年度が18組織となっていましたが、H24年度は残り6組織となりました。今後さらなる推進を期待しています。

男女共同参画関係研修を終了して地域で活躍する男性推進役の数については、男女共同参画関係研修を修了して、地域で活動する男性推進役の数で、進捗状況を確認しました。この指標は、県主催の女性教育指導者研修及び男女共同参画セミナー「ステップアップコース」の修了者の合計数になります。単発の研修会と違い数回のコースによる研修で、修了者は市町村に報告され、地域での推進役として活躍しています。これらの研修修了者のほとんどは女性です。これまで女性に対する政策が重視されてきましたが、これからは男性の意識改革が重要であり、そのためにも男性の推進役が必要になります。

退会等によりH22年度の値より減少し現在 1 人です。H27年度目標値7人に対し14.3%と今回の進捗調査の中では非常に低い値です。今後目標達成のための重点施策として推進し、男性にも周知できる仕組みを検討することが急務となります。

施策の方向 7

国際的な取り組みとの協調と国際理解の推進

進捗状況

男女共同参画の実現に向けた取り組みとして、女性が抱える課題は世界共通のものも多く、国連を始めてとする国際社会での取り組みの成果や経験を生かしていく必要があります。また、市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画を認識することで多様な文化や価値観に触れ、違いを認め合う意識が醸成されます。

ここでは世界の女性を取り巻く状況の情報提供という新たな成果目標を設定しました。男女共同参画広報紙「はーとふる日光」やホームページを利用した情報発信をおこないました。

世界の女性を取り巻く状況の情報提供、及び男女共同参画に関する情報の提供で、進捗状況を確認します。市ホームページで市の取り組みに加え、市を取り巻く状況を紹介することで、よりわかりやすく男女共同参画社会づくりの状況を提供できると考えています。

主な活動として、H24年度は世界における日本のジェンダーギャップ指数における順位など内閣府の情報をホームページに掲載したほか、広報紙により在日外国人の日本での奮闘を取材しました。H24年度における件数は4件とまだ実績が少ないため男女共同参画においても世界の日光となるよう推進していきます。

基本目標Ⅳ 推進しよう

施策の方向 8

推進体制の充実

進捗状況

男女共同参画を進めていくうえで行政の果たす役割は大きく、すべての職員が男女共同参画の形成を目指すという共通認識を持つことが必要です。各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、率先して市民のモデルになっていくことが求められるため、職員への意識啓発を積極的に進めていく必要があります。

日光市における男女共同参画施策を進めるうえでは、市民や地域など多様な主体が連行を図ることが必要です。ここでの施策における成果目標項目に市民団体・NPO法人等の活動発表の件数があります。日光市女性団体連絡協議会や栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会がフォーラムやセミナーの開催において活動発表を実施しました。

結果としてはH22年度3件でしたがH24年度は8件と5ポイント躍進しています。H27年度目標が10件であるので、あと2ポイントで目標達成となりますので施策の継続を実施していきます。



第3章 参考資料



1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯

年 度	市と市民の取組みの経緯
H17 年度	平成 18 年 3 月 20 日、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の 2 市 2 町 1 村で合併、企画部に男女共同参画課を設置。
H18 年度	<p>・「日光市男女共同参画社会づくり市民会議」 平成 18 年 6 月、学識経験者、関係機関・団体、公募委員などの男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を持つ市民の推進組織として設置。</p> <p>・「日光市男女共同参画社会づくり推進本部」 平成 18 年 6 月、行政の推進組織として、市長を本部長として設置。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 19 年 3 月 17 日(土) 場所：今市文化会館 演題：「ありのまま そのままに生きる」 講師：真屋順子(女優)さん 高津住男(俳優)さん 夫妻</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成 19 年 2 月 5 日 今市高校 演題：「終わりのないドラマがこれから始まる」 講師：日本IBM(株)ゼネラル・ビジネス事業担当執行役員 鷺谷万里 <日光地域> 平成 18 年 12 月 21 日 日光総合会館 演題：「夢を走り続ける女たち」 講師：スポーツジャーナリスト 増田明美 <藤原地域> 平成 18 年 11 月 10 日 藤原総合文化会館 演題：「女だけじゃだめなのよ、男も一緒に、がんばらない介護」 講師：野原すみれ <足尾地域> 平成 18 年 11 月 26 日 足尾公民館 演題：「ありがとうの心で」 講師：男女共同参画課長 福田英子 <栗山地域> 平成 19 年 2 月 2 日 栗山総合支所 演題：「“テレビ寺小屋” から学ぶ男女共同参画」 講師：フリーアナウンサー 松田朋恵</p> <p>・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 創刊号 平成 18 年 10 月 31 日発行 第2号 平成 19 年 3 月 15 日発行</p> <p>・男女共同参画に関する市民アンケート 平成 18 年 10 月 1 日現在市内に住所を有する満 20 歳以上の個人を住民基本台帳から無作為に 2,000 人抽出、平成 19 年 3 月報告。市民の男女共同</p>

H18 年度	<p>参画に関する考えや意見・実情を把握し、男女共同参画の基本計画策定や施策推進の基礎資料とした。</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。</p>
H19 年度	<p>・「男女共同参画プラン日光」 男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の策定委員により、平成18年度から2か年にわたり検討し、平成20年3月策定。</p> <p>・「日光市女性団体連絡協議会」 平成19年6月21日、女性の地位向上と男女共同参画の推進を目的に、合併前の平成17年度より、交流会や設立準備会を重ね、市内8団体により設立。</p> <p>・「栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会」 平成20年2月25日、県から委嘱されている日光市内の栃木県男女共同参画地域推進員により、男女共同参画の推進を目的に、平成19年11月より、5回の設立準備会を重ね設立。</p> <p>・男女共同参画宣言都市奨励事業 日時：平成20年3月15日(土) 場所：今市文化会館 演題：「一人ひとりが輝こう・・・私の個性も あなたの個性も」 講師：弁護士 住田裕子さん</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成19年10月29日 今市高校 演題：「自分らしく生きるために・・・」 講師：住友信託銀行(株)CS推進部長 矢島美代 <日光地域> 平成19年11月21日 日光総合会館 演題：「地域づくりは、人づくり」 講師：栃木県シルバー大学校中央校講師 高尾憲弘 <藤原地域> 平成19年11月8日 日光商工会議所鬼怒川事務所 演題：「男女が共に生きる歓びを分かち合う心」 講師：心理カウンセリングルーム「ハートピット」所長 山崎雅保 <足尾地域> 平成20年3月23日 足尾公民館 演題：「あたしメッセージ」 講師：親業インストラクター 斎藤エツ子 <栗山地域> 平成20年2月5日 栗山総合支所 演題：「おかみさんパワーでまちおこし」 講師：協同組合浅草おかみさん会理事長 富永照子</p>

H19 年度	<p>・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 第3号 平成19年9月25日発行 第4号 平成20年2月25日発行</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成19年12月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
H20 年度	<p>・「日光市男女共同参画推進条例」 学識経験者や公募委員、男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の検討委員により、平成19年度から2ヵ年にわたり検討し、平成21年3月制定、4月施行。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成21年3月7日(土) 場所：今市文化会館 演題：「男と女のあり方が変わる 経済も変わる」 講師：経済アナリスト 森永卓郎</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成20年10月20日 今市高校 演題：「私がレーザーで原子を見る物理の研究者になったわけ」 講師：独立行政法人理化学研究所仁科加速器研究センター 前任研究員 松尾由賀利 <日光地域> 平成20年10月31日 日光総合会館 演題：「男女共同参画社会づくりは家庭から」 講師：学社融合研究所代表 越田幸洋 <藤原地域> 平成20年10月21日 藤原総合文化会館 演題：「肩の力を抜いた子育て」 講師：保育施設りんごの木代表 柴田愛子 <足尾地域> 平成20年12月8日 足尾中学校 演題：「男女共同参画って何？～女性と男性の役割について～」 講師：栃木県男女共同参画地域推進員 中元仁子 <栗山地域> 平成21年2月5日 栗山総合支所 演題：「妻が僕を変えた日」 講師：中央大学法学部教授 広岡守穂 <自治会特別セミナー> 平成21年2月19日 藤原総合文化会館 演題：「今求められている男達の連帯と助け合い ～父子家庭体験から見てきたもの～」 講師：元毎日新聞編集委員 重川治樹</p> <p>・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 第5号 平成20年9月20日発行</p>

<p>H20 年度</p>	<p>第 6 号 平成 21 年 3 月 23 日発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進のための職員指針」 「男女共同参画プラン日光」に掲げる行政の推進体制の充実のため、平成 19 年度から2か年にわたり、行政の推進組織である「男女共同参画社会づくり推進本部推進班」にて検討し、平成 20 年 12 月 10 日、指針及びガイドブックを策定。 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 20 年 11 月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催
<p>H21年度</p>	<p>機構改革により、「企画部男女共同参画課」から「健康福祉部人権・男女共同参画課」となった。新たに、ひとり親支援及び婦人保護業務が加わった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」 関係機関や公募委員から選出された10名の検討委員により検討し、平成 22年3月策定。 ・「男女共同参画審議会」 平成21年10月1日、学識経験者、関係機関からの推薦、公募委員16名による男女共同参画に関する調査や審議をおこなう審議会を設置。 ・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者の表彰制度を開始。男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて表彰。 2件 日光交通株式会社 個人酪農家 石川正美・石川昌子 ・男女共同参画の施策等に対する意見等の申出制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画の推進に係る意見等の申出を開始。 ・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。平成 21 年度の状況について報告。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時:平成 22.年 3 月13日(土) 場所:日光市藤原総合文化会館 演題:「この世に生まれ、生きて、生かされて・・・ ～あと一歩前へ踏み出したいあなたへ～」

<p>H21 年度</p>	<p>講師:家田荘子(作家・高野山真言宗僧侶)</p> <p>・男女共同参画セミナー</p> <p><今市地域> 平成 21 年 10 月 19 日 今市高校 演題:「なりたい自分は、自分の中に!」 講師:RE Learning(リ ラーニング) 代表 秦野玲子</p> <p><日光地域> 平成 21 年 12 月 15 日 日光公民館 演題:「ボーダレス! 男女共同参画社会と国際理解」 講師:堀内ベバリー(アメリカ)、小椋霞(中国)、ジョーンズ久子(オーストラリア)、宮地ゆみ(ピアノ)、谷津真(ケーナ)</p> <p><藤原地域> 平成 21 年 11 月 18 日 藤原総合文化会館 演題:「輝くシニアライフを迎えるための条件とは」 講師:佐野短期大学 社会福祉学科教授 山田昇</p> <p><足尾地域> 平成 22 年 1 月 10 日 足尾中学校 演題:「若人よ! 広い世界へ羽ばたけ! ~夢に向かって走ろう~」 講師:(有)西野企画 西野裕子</p> <p><栗山地域> 平成 22 年 2 月 5 日 栗山総合支所 演題:「新しい自分づくりとまちづくり~初めの一步を踏み出そう~」 講師:作新学院大学 総合政策学部教授 橋立達夫</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスセミナー (財)21 世紀職業財団栃木事務所との共催により開催。 平成 21 年 10 月 7 日 中央公民館 演題:「ワーク・ライフ・バランスによる職場活性化で不況を突破する」 講師: 東レ経営研究所 渥美由喜</p> <p>・男女共同参画広報紙 「は~とふる日光」 第 7 号 平成 21 年 9 月 25 日発行 第 8 号 平成 22 年 3 月 25 日発行</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 21 年 11 月 28 日~29 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
---------------	---

H22 年度

・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度
男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。
東武バス日光株式会社
社団医療法人 明倫会

・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査
計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。
平成 22 年度の状況について報告。

H22 年度

・男女共同参画社会づくりフォーラム
日時:平成 23 年 2 月 5 日(土)
場所:日光市今市文化会館
演題:「自分を生きるということ」
講師:吉永みち子(ノンフィクション作家)

・男女共同参画セミナー

<今市地域> 平成 22 年 11 月 15 日 今市高校

演題:「なりたい私を考える」

講師:ヤマハ発動機(株) 神開華子氏

<日光地域> 平成 23 年 2 月 18 日 日光公民館

演題:「地域から考える男女共同参画社会」

講師:作新学院大学女子短期大学部教授 加藤千佐子氏

かたりべ杉並木 代表 小林キヨ子氏 他4名

<藤原地域> 平成 23 年 1 月 20 日 藤原総合文化会館

演題:「自分の可能性再発見 自分らしく生きることを楽しみましょう」

講師:特定非営利活動法人RDA宇都宮 理事長 井原昌代氏

<足尾地域> 平成 23 年 1 月 9 日 足尾公民館

演題:「船出の日成人式を迎えて～国際人として大きな世界へ船出せよ～」

講師:(有)西野企画 代表取締役 西野裕子氏

<栗山地域> 平成 23 年 3 月 3 日 栗山総合支所

演題:「気持ちを伝え合うコミュニケーション」

講師:フリーアナウンサー 白井佳子氏

・ワーク・ライフ・バランスセミナー

平成 22 年 10 月 19 日 中央公民館

演題:「ワーク・ライフ・バランス これからの時代の男性・女性の生き方」

講師:神戸常盤大学短期大学部准教授 NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 小崎恭弘氏

・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」

第 9 号 平成 22 年 9 月 24 日発行

第 10 号 平成 23 年 2 月 25 日発行

	<p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 22 年 11 月 26 日～27 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会(サポートセンターまつり)を開催</p>
H23 年度	<p>・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。 ○太陽ファミリーランド自治会 ○明神農産加工組合</p>
H23 年度	<p>・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。平成 23 年度の状況について報告。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時:平成 24 年 3 月 17 日(土) 場所:日光市日光総合会館 演題:「おとなの品格～いま、われわれに求められていること～」 講師:坂東眞理子氏(昭和女子大学学長)</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成 23 年 11 月 14 日 今市高校 演題:「私が社会の中で働くということ」 講師:(株)カインズ 齋藤芳氏 <日光地域> 平成 23 年 10 月 19 日 日光総合支所 演題:「食育から考える男女共同参画社会」 講師:NPO法人日本食育協会 石原礼子氏 <藤原地域> 平成 23 年 11 月 16 日 藤原総合文化会館 演題:「その気持ち伝えてますか?～女と男のお話～」 講師:フリーアナウンサー 白井佳子氏 <足尾地域> 平成 23 年 12 月 21 日 銅やまなみ館 演題:「男女共同参画について考える」 講師:フリーアナウンサー 白井佳子氏 <栗山地域> 平成 24 年 3 月 8 日 湯西川公民館 演題:「わたしを知ってあなたを知る～もっとコミュニケーションを楽しもう～」 講師:TA心理研究所所長 繁田千恵氏</p>

	<p>•ワーク・ライフ・バランスセミナー 平成 23 年 10 月 14 日 中央公民館 演題:「ワーク・ライフ・バランス～心にゆとりと人生に彩を～」 講師:NPO法人フローレンス 宮崎真理子氏</p> <p>•男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 第 11 号 平成 23 年 9 月 26 日発行 第 12 号 平成 24 年 2 月 24 日発行</p> <p>•女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。また、女性サポートセンターまつりとして、平成 23 年 11 月 26 日～27 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催。</p>
H24 年度	<p>•男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。 ○長畑自治会 ○丸彦製菓株式会社</p> <p>•「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。 平成 24 年度の状況について報告。</p> <p>•男女共同参画社会づくりフォーラム 日時:平成 25 年 3 月 16 日(土) 日光市今市文化会館 演題:「女らしさ男らしさ」 講師:室井佑月氏(作家)</p> <p>•男女共同参画セミナー ＜今市地域＞ 平成 25 年1月 29 日 大沢公民館 演題:「朗読劇から男女共同参画社会を考える」 講師:栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会 ＜日光地域＞ 平成 24 年 10 月 22 日 日光公民館 演題:「ライフスタイルについて考えてみませんか ～男女共同参画社会の実現に向けて～」 講師:宇都宮大学教育学部 良 香織氏 ＜藤原地域＞ 平成 24 年 11 月 21 日 藤原総合文化会館 演題:「震災・災害と男女共同参画について ～3. 11後における活動をとおして～」 講師:宇都宮文星短期大学教授 山口哲子氏 ＜足尾地域＞ 平成 24 年 11 月 28 日 足尾公民館</p>

演題:「男女の人権について考えてみませんか」

講師:上都賀教育事務所ふれあい学習課 片桐亘博氏
<栗山地域> 平成 25 年 3 月 7 日 栗山総合支所

演題:「地域を変えるデザインづくりと男女共同参画社会
～異なる文化に触れ、学び・成長する視点～」

講師:宇都宮文星短期大学教授 喜山朝彦氏

・高校生向けセミナー

<日光明峰高等学校> 平成 24 年 7 月 12 日

<今市工業高等学校> 平成 24 年 10 月 23 日

<今市高等学校> 平成 24 年 12 月 11 日

演題:「未来を想像して、新しい未来を想像しよう
～これからの生き方、働き方」

講師:財団法人とちぎ男女共同参画財団職員

演題:「10代のデートDV～これってホントに恋愛？」

講師:とちぎ男女共同参画センター職員

・ワーク・ライフ・バランスセミナー

<一般向け>平成 24 年 11 月 27 日 中央公民館

<職員向け>平成 24 年 12 月 8 日 中央公民館

演題:「日光市がもし 100 人の村だったら
～わたしたちの未来を想像してみよう～」

講師:とちぎ男女共同参画センター職員

・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」

第 13 号 平成 24 年 9 月 25 日発行

第 14 号 平成 25 年 2 月 25 日発行

・女性サポートセンター

働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。また、女性サポートセンターまつりとして、平成 24 年 11 月 17 日～18 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催。

2. 日光市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条―第18条)

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第19条―第23条)

第4章 日光市男女共同参画審議会(第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来の意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人との心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に

ある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。)において行われる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。

(5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。

(6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。

(7) 男女共同参画の推進のための取組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わ

る者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

- 2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。
- 3 市長は、基本計画の策定及び変更にあたっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第9条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、刊行物等を作成するにあたっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第10条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第13条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第14条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女双方の視点が欠けることのないよう努めるものとする。

- 2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施にあたっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第16条 市長は、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者を表彰することができる

る。

- 2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年3月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に係る意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の意見等の申出について、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第19条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

- 2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第21条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第22条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところにより、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

第4章 日光市男女共同参画審議会

(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第24条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べ

ること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。

- 3 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
- 4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。
- 5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

日光市男女共同参画都市宣言

日光市は、世界遺産に代表される悠久の歴史と文化をもった、美しい緑と清らかな水に恵まれたまちです。

わたしたちはこのまちに誇りを持ち、男女が性別や世代を超えて、互いに対等なパートナーとして、自立・平等・責任を胸にあらゆる分野に参画し、一人ひとりが生き生きと輝く「ひかりの郷・日光」をつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

認めあおう！輝く個性 あなたと私 ^{ひと}女と^{ひと}男

支えあおう！家庭・職場・地域の中で あふれるやさしさ 思いやり

参画しよう！希望を抱き 心豊かな未来をひらくため

平成20年3月15日



日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課
〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL(0288)-21-5148

FAX(0288)-21-5105

E-mail jinken-danjo@city.nikko.lg.jp